

# J A F 国内サーキットの 公認に関する規定

2001年10月19日制	定
2002年1月1日施	行
2002年7月31日改	正
2003年1月1日施	行
2005年8月2日改	正
2005年9月1日施	行
2009年11月26日改	正
2011年1月1日施	行

## 第1条 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、自動車レース競技の公正と安全を確保するため、国内のサーキットの公認に関し、国際自動車連盟（以下「F I A」という。）の国際モータースポーツ競技規則（以下「国際競技規則」という。）およびJ A F国内競技規則に基づき、本規定を定める。

F I Aによる国際公認に関わる事項については、F I Aの定める規則・基準等に拠るものとする。

## 第2条 公認および競技の開催

公認レース競技に使用されるサーキットは、F I AまたはJ A Fの公認を必要とする。

F I Aにより公認されたサーキットを「国際公認サーキット」という。J A Fにより公認されたサーキットを「国内公認サーキット」という。

国際公認サーキットでは、国際格式以下の公認レース競技を開催することができる。

国内公認サーキットでは、国内格式以下の公認レース競技を開催することができる。

### 第3条 種別

国内公認サーキットの種別は以下の通りとする。

1. 常 設：  
サーキットの諸設備が常設で、常時使用できるサーキット
2. 準常設：  
サーキットの諸設備が部分的に恒久的で、各競技会開催ごとに準備されるサーキット
3. 特 設：  
サーキットの諸設備が臨時的で、特定の競技会に使用するために一時的に準備されるサーキット

### 第4条 公認申請の資格

J A Fにサーキットの公認申請を行う者（以下「公認申請者」という。）の資格は、サーキット公認の種類により、以下の通りとする。なお公認後、公認申請者がその資格を失った場合、その時点で当該サーキットの公認は無効となる。

1. 常 設：  
申請するサーキットを所有する法人・団体または当該サーキット運営を委任された法人・団体で、J A F公認団体またはJ A F加盟団体
2. 準常設：
  - 1) 申請するサーキットを所有する法人・団体、当該サーキット運営を委任された法人・団体または公認期間を通じ有効な当該サーキットの所有者と使用契約を得た法人・団体で、J A F公認団体またはJ A F加盟団体
  - 2) 申請するサーキットの所有者から公認期間を通じ有効な使用契約を得たJ A F公認クラブまたはJ A F加盟クラブ
3. 特 設：
  - 1) 申請するサーキットを所有する法人・団体、当該サーキット運営を委任された法人・団体または公認期間を通じ有効な当該サーキットの所有者と使用契約を得た法人・団体で、J A F公認団体またはJ A F加盟団体
  - 2) 申請するサーキットの所有者から競技会開催に必要となる期間中

有効な使用契約を得た J A F 公認クラブまたは J A F 加盟クラブ

## 第 5 条 公認の手続き

国内公認サーキットの公認申請手続きは、以下の通りとする。

### 1. 申請手続き

公認申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、以下の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の 3 ヶ月前までに J A F に提出すること。

また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の 11 月末日までに所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えて J A F に提出すること。

※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。

その場合は、提出方法について予め J A F に確認すること。

### 2. 添付書類（各 1 部）

#### 1) 競技内容説明書：（新規または変更のある場合のみ提出）

開催を意図するレース競技およびその参加車両区分を詳細に記入すること。

なお、特設サーキットの場合は当該競技会の特別規則書草案を添付して提出すること。

#### 2) 案内図：（新規または変更のある場合のみ提出）

50,000分の 1 以上の正確な地図に次の所在を記入すること。

(1)サーキットの位置

(2)応需病院（指定の救急病院）の位置

(3)主要道路からの進入路（および／または最寄りの鉄道駅からの進入路）

(4)消防署

(5)警察署

#### 3) サーキットの図面：（新規または変更のある場合のみ提出）

サーキットの図面には次の事項を明記すること。

(1)サーキットの設定

①周回方向

②横断勾配

③縦断勾配

- ④曲率
- (2)ライン
  - ①スタートライン
  - ②フィニッシュライン
  - ③コントロールライン
  - ④赤旗ライン
- (3)競技用施設
  - ①レース管制室
  - ②事務局
  - ③計時室
  - ④審査委員会室
  - ⑤マーシャルポスト
  - ⑥スターターボックス
  - ⑦パドック
  - ⑧車検場
  - ⑨監視カメラ
- (4)設備
  - ①ピット進入警告装置
  - ②監視カメラ
- (5)ピットエリア
  - ①ピット入口ロード
  - ②ピット出口ロード
  - ③ピットレーン
    - ・ファストレーン
    - ・コリドー
    - ・作業エリア
  - ④ウェイングエリア
  - ⑤ペナルティストップエリア
  - ⑥ピット入口および出口灯火信号
  - ⑦ピットガレージ
  - ⑧シグナリングプラットフォーム
- (6)防護体およびトラックサイド
  - ①コンクリートウォール

## J A F 国内サーキットの公認に関する規定

- ②ガードレール
- ③タイヤバリア
- ④①～③以外の第1防護体
- ⑤デブリフェンス
- ⑥⑤以外の第2防護体
- ⑥ヴァージ（路側帯）
- ⑦ランオフエリア（退避地帯）
  - ・グラベルベッド
  - ・アスファルト
- ⑧カーヴ（縁石）掲載
- ⑨サービスロード
- ⑩アクセスポイント
- ⑪観客席
- ⑫連絡通路
- ⑬橋梁

### (7)その他

- ①医務室
- ②ヘリポート
- ③駐車場
- ④ガソリンスタンド
- ⑤メディアセンター
- ⑥ブリーフィングルーム

### 4) コースおよびその施設の説明書：（新規または変更のある場合のみ提出）

次の事項を詳細に記載すること。

#### (1)コース

- ①トラックの全長（m）

※トラックの全長は、F I A 国際競技規則付則O項に従い、測定されるものとする。

- ②コースの幅員

- ・トラック 最大（m）～最小（m）
- ・ランオフエリア（退避地帯） 最大（m）～最小（m）

- ③サーキット概要：

- ・総面積 (m<sup>2</sup>)
- ・トラック面積 (m<sup>2</sup>)
- ・ピット面積 (m<sup>2</sup>)
- ・パドック面積 (m<sup>2</sup>)
- ・車検場面積 (m<sup>2</sup>)
- ・駐車場面積 (m<sup>2</sup>)

(2)灯火信号

- ①スタート灯火信号概要
- ②ポスト灯火信号概要

(3)救急施設

- ①医務室概要
- ②応需病院 (指定の救急病院) 概要 (サーキットからの距離および所要時間を含む)
- ③設備・備品
- ④救急車保有台数
- ⑤救助用車両概要と保有台数
- ⑥消火器概要と保有数

(4)観客用施設

- ①総収容観客数
- ②総スタンド席数
- ③駐車場収容台数 (観客用)

5) その他 J A F の求める資料

## 第6条 サーキットの査察

J A F は、F I A の定める規則・基準等に従い、サーキットの査察を行うが、サーキットの地理、地形等、特殊な条件および開催される競技の特性を勘案して、F I A の定める規則・基準等に記載されていない事項を指示することができる。

なお、本査察は J A F がサーキットの安全事項について勧告指導を行う目的で実施されるものであり、査察を行ったサーキットにおいて事故が発生しても、J A F はなんら責任を負うものではない。

### 1. 査察

#### 1) 義務づけられる査察

## J A F 国内サーキットの公認に関する規定

- (1) J A F 公認サーキットとして新規申請および更新申請を行う場合。
  - (2) 既存の J A F 公認サーキットでコースあるいは施設の変更を行い、J A F が必要と認めた場合。
  - (3) 申請時に安全施設が暫定的である場合。  
この場合公認申請者ならびに競技会オーガナイザーは競技会前日までに査察を受けなくてはならない。
- 2) 臨時に行われる査察
    - (1) 重大な事故が発生した場合。
    - (2) 公認申請者または競技会オーガナイザーより特に要請があり、J A F が必要と認めた場合。(査察にかかる費用は要請者の負担とする。)
    - (3) その他 J A F が特に必要と認めた場合。
2. 査察員  
査察は、J A F が指名する J A F 安全部会委員またはその他の適格者によって実施される。査察中、関係者以外の立ち合いは許されない。
  3. 査察項目  
査察は次の項目について行われる。
    - 1) 当該サーキットに適合する最高の公認レースの格式の決定
    - 2) 当該サーキットに適合するレース車両の区分と最大出走台数の算定
    - 3) ピットレーンの通過速度およびピット設備の決定
    - 4) サーキット状況全般の確認
    - 5) 観客の防護設備の確認
    - 6) 消火および救急医療施設、車両および器具の確認
    - 7) 場内通信設備全般の確認
  4. 査察実施に関する確認事項と査察に関する経費  
J A F は公認申請者との間で査察の日程、経費、およびその他実施に必要な事項について連絡、確認を行う。査察に関する諸経費は原則として公認申請者が負担する。

## 第7条 査察報告

J A F は、査察終了後、直ちに査察報告書を公認申請者に送付する。  
公認申請者は、査察報告書に記載された事項に関して、受領した日から20日以内に意見を申し立てることができる。

この期限内に意見の申し立てがない場合には、その報告書は最終のものとなされ、必要とされる改修、その完成期限など、報告書に記載されている事項全てを公認申請者が受け入れたものとする。

査察報告書の内容に関してJ A Fと公認申請者との間に見解の相違がある場合には、J A Fが検討し、最終決定を行う。

もしサーキットに複数のレイアウトがなされている場合、公認は査察を受けた部分に対してのみ有効である。

## 第8条 許可証の発給

すべての勧告指導および最終査察報告書による必要条件を満たしているサーキットに対し、その時点における安全事項を公認の有効期間中継続して保持することを条件に「J A F国内公認サーキット許可証」（以下「許可証」という。）が発給される。

### 1. 許可証の内容

- 1) 公認の種別
- 2) 有効期間
- 3) トラックの全長
- 4) 周回方向
- 5) ポールポジション
- 6) 最大決勝出走台数
- 7) 開催可能競技会
- 8) 出走可能車両
- 9) ピットレーン通過速度
- 10) その他の条件(競技距離、競技時間、燃料補給を伴う競技の可否など)

### 2. 公認有効期間

常設および準常設サーキットの許可証の有効期間は、許可証発給日からその年の12月31日までとする。

なお、常設サーキットの公認の有効期間は、申請に基づき許可証発給日から翌々年の12月31日まで認められる。

特設サーキットの公認の有効期間は、原則として当該競技会の開催中に限られる。



## 第9条 本規定の施行

本規定は、2011年1月1日より施行する。